資料１

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

全国的に人口減少が進む中、令和７（2025）年には、いわゆる「団塊の世代」がすべて 75 歳以上の後期高齢者となりました。さらに、その先の令和 22（2040）年にはいわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上の高齢者となり、急速な高齢化の進展に加えて、労働人口（担い手）が大幅に減少することが予想されており、介護をはじめとする社会保障の負担が一層増大していくことや、介護の担い手不足の更なる深刻化が懸念されています。

このような状況が予測される中で、地域における介護や福祉の提供を維持していくためには、高齢者が自ら「支援の担い手」になることが求められており、高齢者一人ひとりの健康の維持増進、社会参加や介護予防の推進がこれまで以上に重要となります。そのような状況を踏まえた「新しい社会システムづくり」と「新しい生き方づくり」を両輪で進めていくことが、わが国の今後の課題です。

また、令和 22（2040）年に向けて生産年齢人口が急減し、85 歳以上人口が増加していくことが見込まれる中で、国からは、第 10 期介護保険事業計画の策定に向けて、2040 年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現を図るとともに、地域ごとに異なる介護需要の動向を踏まえた中長期的なサービス提供体制を確保していくことが示されています。

本市では、令和６（2024）年３月に「第９次善通寺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、前計画という。）を策定し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしい生活をおくることができる社会を実現するため、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。前計画の期間が令和８（2026）年度で終了するため、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、高齢者保健福祉を総合的、計画的に推進するため、令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までの３年間を計画期間とする「第 10 次善通寺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、本計画という。）を策定することとします。

※本計画では、市の計画の回次には「次」を、国の制度・基本指針の期を指すときは「期」を用います（例：本市の「第 10 次計画」／国の「第 10 期基本指針」）。

２　計画について

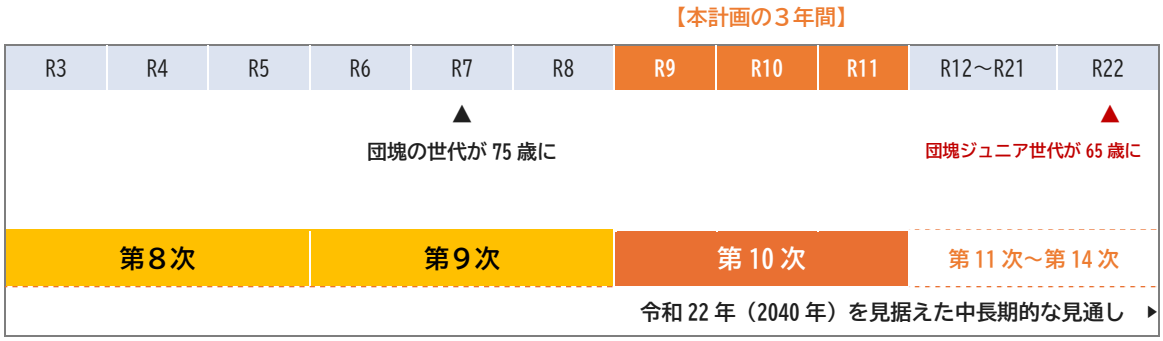
（１）法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の８に規定する高齢者の福祉に関する「老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条に規定する介護サービスの給付に関する「介護保険事業計画」を一体的に作成するものです。また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条に基づく「認知症施策推進計画」についても本計画に含むこととし、３つの計画を一体のものとして作成します。

（２）計画の期間

本計画の計画期間は、令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までの３年間です。

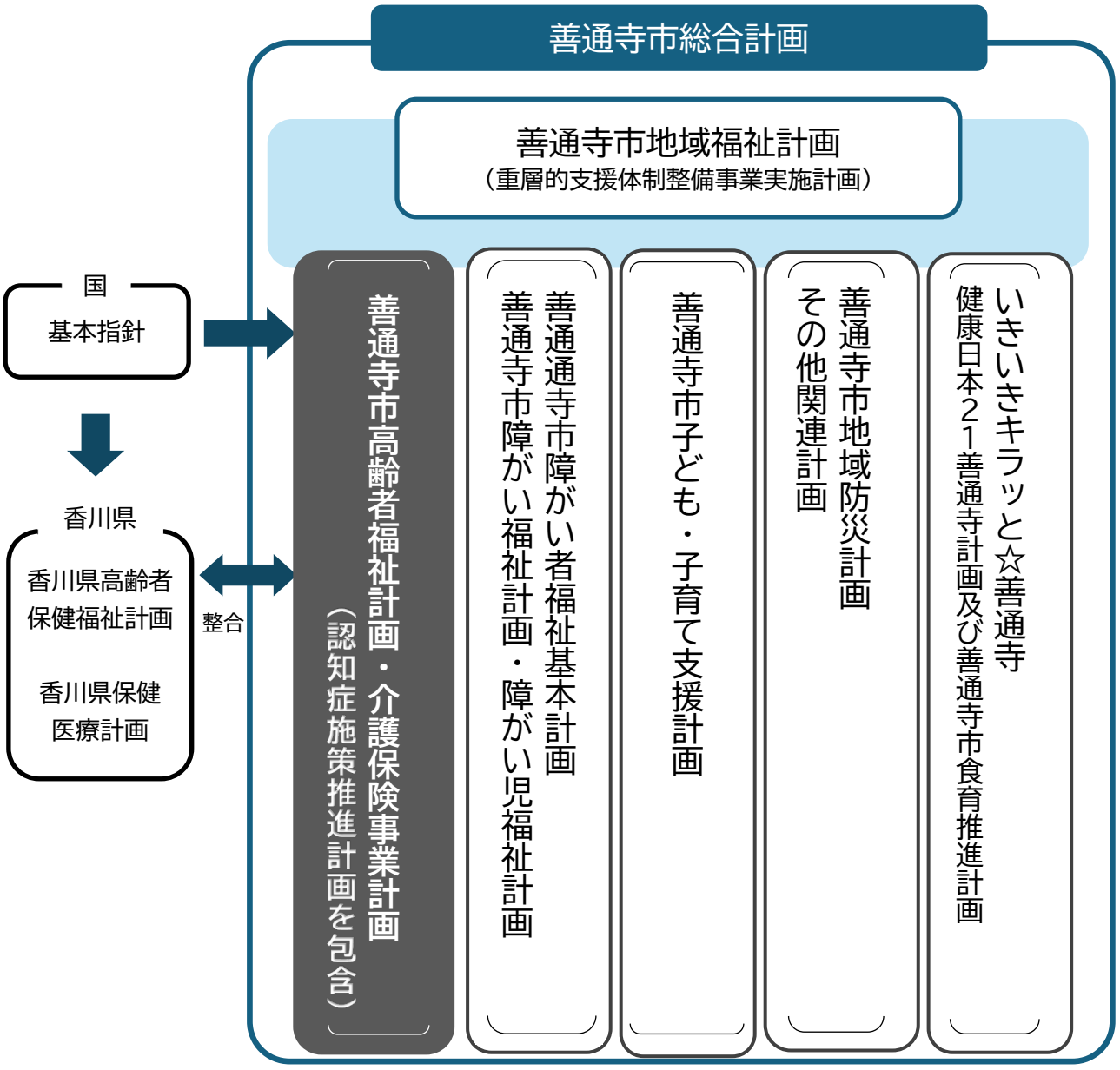
なお、本計画は、全国的に高齢者人口がピークを迎える令和 22（2040）年を中長期的に見据えた計画とします。2040 年までの高齢者の動向を見据え、中長期的な視点に立ち施策を展開します。



（３）関連計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの総合的な計画である「善通寺市総合計画」を最上位の計画とし、各種関連計画や、県が策定する「香川県高齢者保健福祉計画」「香川県保健医療計画」との整合性を図りながら計画を策定します。また、国が令和６（2024）年 12 月３日に閣議決定した「認知症施策推進基本計画」を踏まえて、認知症施策を推進します。

さらに、本計画は、重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な支援体制の整備と密接に関係することから、「善通寺市地域福祉計画」との連携を図りながら推進します。



３　計画の策定体制

（１）委員会の開催

学識経験者や保健医療・福祉関係者、被保険者代表者等が参画する「善通寺市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において審議を行い、幅広い意見の反映に努めました。

（２）高齢者の生活と意識に関する調査の実施

本市の高齢者の現状や地域の実態などを把握するために、アンケート及び聞き取りによる調査を実施し、地域の実態把握、課題抽出等に努めました。

区分	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査目的	高齢者福祉の一層の充実と介護保険制度の円滑な実施に向け、高齢者の状態や自立した生活をおくる上での課題、今後の意向等をより的確に把握する。	「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討する。
調査対象	善通寺市にお住まいの 65 歳以上の介護認定を受けていない方 （対象者：令和８年１月１日現在）　300 人	善通寺市にお住いの在宅で生活をしている要支援・要介護者の方　209 件
調査方法	郵送配布、郵送回収によるアンケート調査	聞き取りによる調査
調査期間	令和８年１月 16 日～令和８年３月 31 日	令和７年９月１日～令和８年４月 30 日
回収状況	有効回収数 208 件 （有効回収率 69.3%）	有効回収数 209 件 （有効回収率 100.0%）

（３）パブリックコメントの実施

４　国の基本指針及び制度改正について（抜粋）

厚生労働省は、令和８（2026）年６月 29 日の社会保障審議会介護保険部会（第 135 回）において、第 10 期介護保険事業計画に係る基本指針の改正案を提示しました。基本指針は、市町村が介護保険事業計画を策定する際のガイドラインの役割を果たしています。第 10 期の基本指針は、2040 年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現を柱とし、地域ごとに異なる介護需要の動向を踏まえた中長期的なサービス提供体制の確保を新たに求める内容となっています。

※基本指針は令和８年８月１日時点では改正案の段階であり、国の工程表では令和８年 11 月に告示される予定です。告示後に本節の記載内容を最終確認します。

（１）2040 年に向けた需要の地域差への対応

基本指針（改正案）の前文では、介護需要のピークを迎える時期が地域によって異なることを踏まえ、「時間軸」（いつ需要のピークを迎えるか）と「地域軸」（地域ごとに需要の動向がどのように異なるか）の２つの視点が新たに示されました。あわせて、2040 年に向けた介護需要の動向により、地域を①中山間・人口減少地域（需要が減少する地域）、②大都市部（2040 年まで需要が増加する地域）、③一般市等（需要が増加から減少へ転じる地域）に整理する考え方が示されています。

（２）地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進、認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組、地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援、多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるようにするための総合事業の充実化については、第９次計画に引き続き取り組みます。これに加えて、第 10 期基本指針（改正案）では、頼れる身寄りがいない高齢者等への対応を、地域包括支援センターの総合相談支援事業及び包括的・継続的ケアマネジメント支援事業により行うことが明確化されました。

（３）2040 年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保

第 10 期基本指針（改正案）では、「2040 年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項」が市町村介護保険事業計画の基本的記載事項として新設されました。具体的には、①地域の実情に応じたサービス提供体制の確保、②医療・介護連携、③高齢者向け住まい、④人材確保、生産性向上、経営改善支援の４項目です。

（４）社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 51 号）による制度改正

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 51 号）が令和８年６月 19 日に成立し、同月 25 日に公布されました。本計画に関連する主な改正事項は次のとおりです。

改正事項	施行日
計画の中長期推計・医療介護連携等の見直し	令和９年４月１日
特定地域サービス／特定地域居宅サービス等事業の創設	令和９年４月１日
通いの場拠点（介護予防と支え合いの一体的拠点）機能の強化	令和９年４月１日
地域権利擁護相談支援センターの設置	令和９年４月１日
福祉人材確保協議会・生産性向上等協議会の設置	令和９年４月１日
入居者紹介事業の優良事業者認定制度の創設	令和９年４月１日
要介護認定申請の代行主体の拡大	令和９年４月１日
介護福祉士養成施設卒業者の経過措置 ／准介護福祉士資格の廃止（一部）	公布日 （令和８年６月 25 日）
介護支援専門員の更新制廃止など法定研修の見直し	公布後１年６月以内
頼れる身寄りがいない高齢者等への支援事業の第二種社会福祉事業への位置付け	公布後２年以内
有料老人ホーム登録制（一部）	公布後２年以内
有料老人ホーム登録制・登録施設介護（予防）支援／計画見直し・電子資格確認等（一部）	公布後３年以内

資料：厚生労働省「令和８年度全国介護保険担当課長会議資料」資料１（令和８年７月 15 日）

5　日常生活圏域及び地域の状況

（1）日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、市民が日常生活を営むために行動している範囲ごとに区分した「日常生活圏域」は、地理的条件、人口条件、交通事情等を勘案し、中学校区を目安に設定するものとされています。

本計画では、前計画と同様、本市全域をひとつの日常生活圏域と設定します。本市の東西中学校区圏域には地域特性等に顕著な相違がなく、「地域包括ケアシステム」の充実・強化を図り、限られた資源を最大限有効に活用していくためには、市全域をひとつの圏域として捉え、一体的に取り組んでいく必要があるためです。

市内には高齢者を支える資源として、居住系サービス事業所、地域密着型サービス事業所、介護保険施設、医療機関等が所在しています。市内の介護保険サービス事業所等の状況は次のとおりです。

■介護保険サービス事業所等の状況

区　　分		事業所数
居宅サービス（訪問）		
	訪問介護	7
	訪問看護	5
	訪問リハビリテーション	4
	福祉用具貸与	2
居宅サービス（通所）		
	通所介護	6
	通所リハビリテーション	5
短期入所サービス		
	短期入所生活介護（ショートステイ）	3
	短期入所療養介護	2
居宅介護支援		10
地域密着型サービス		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
	地域密着型通所介護	3
	小規模多機能型居宅介護	3
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	4
施設サービス		
	介護老人福祉施設	4
	介護老人保健施設	1
	介護医療院	1
その他		
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	2
	有料老人ホーム	2

資料：高齢者課

（２）本市の地域類型

本市は、４（１）に示した国の地域区分のうち「一般市等」（需要が増加から減少へ転じる地域）に相当します。資料２に示すとおり、要支援・要介護認定者数が令和 17（2035）年前後にピークを迎え、その後減少に転じると見込まれるためです。

ただし、基本指針（改正案）は、大都市部及び一般市等について、計画の中で特定の地域を定めることを求めるものではありません。このため本計画では、地域類型を施策検討の視点として用いるにとどめ、区域の指定は行いません。なお、中山間・人口減少地域に係る特定地域サービス及び特定地域居宅サービス等事業（社会福祉法等の一部を改正する法律により創設。令和９年４月１日施行）について、本市が特定地域に該当するか否かは、国が示す最終的な基準の確定を待って判断します。